

1 議事日程(第3号)

(令和2年第3回久山町議会6月定例会)

令和2年6月9日

午前9時30分開会

於 議 場

- 日程第1 議案第41号 久山町農業委員会委員の任命同意について
日程第2 議案第42号 久山町農業委員会委員の任命同意について
日程第3 議案第43号 久山町農業委員会委員の任命同意について
日程第4 議案第44号 久山町農業委員会委員の任命同意について
日程第5 議案第45号 久山町農業委員会委員の任命同意について
日程第6 議案第46号 久山町農業委員会委員の任命同意について
日程第7 議案第47号 久山町農業委員会委員の任命同意について
日程第8 議案第48号 久山町農業委員会委員の任命同意について
日程第9 議案第49号 久山町農業委員会委員の任命同意について
日程第10 議案第50号 久山町農業委員会委員の任命同意について
日程第11 議案第51号 久山町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
(2久山町条例第22号)
日程第12 議案第52号 久山町税条例の一部を改正する条例について
(2久山町条例第23号)
日程第13 議案第53号 久山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
(2久山町条例第24号)
日程第14 議案第54号 抵当権抹消登記手続請求訴訟の提起について
日程第15 議案第55号 久山中学校特別教室棟改修工事請負契約について
日程第16 議案第56号 久山町総合運動公園スポーツゾーン整備第7期工事請負契約について
日程第17 議案第57号 草場地区再開発第3期造成工事(1工区)請負契約について
日程第18 議案第58号 草場地区再開発第3期造成工事(2工区)請負契約について
日程第19 議案第59号 町道路線廃止について
日程第20 議案第60号 町道路線変更について
日程第21 議案第61号 令和2年度久山町一般会計補正予算(第2号)
日程第22 議員派遣の件
日程第23 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
日程第24 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

2 出席議員は次のとおりである(10名)

1番 山野久生

2番 清永義弘

3番 有田行彦

4番 佐伯勝宣

5番 松本世頭

6番 本田光

7番 阿部哲

8番 只松秀喜

9番 久芳正司

10番 阿部文俊

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 会議録署名議員

7番 阿部哲

8番 只松秀喜

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（9名）

町長 久芳菊司

副町長 佐伯久雄

教育長 安部正俊

町民生活課長 矢山良寛

教育課長 森裕子

産業振興課長 久芳義則

税務課長 佐々木信一

財政課長 久芳浩二

都市整備課長 井上英貴

6 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長 中原三千代

議会事務局書記 篠原正継

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時30分

○議長（阿部文俊君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第41号 久山町農業委員会委員の任命同意について

○議長（阿部文俊君） 日程第1、議案第41号から日程第10、議案第50号までは、人事案件でございますので、プライバシーや人権等に配慮し、発言には慎重を期していただきますようお願いいたします。

では、日程第1、議案第41号久山町農業委員会委員の任命同意についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第41号久山町農業委員会委員の任命同意についてを採決します。

本案はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は同意することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第42号 久山町農業委員会委員の任命同意について

○議長（阿部文俊君） 日程第2、議案第42号久山町農業委員会委員の任命同意についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第42号久山町農業委員会委員の任命同意についてを採決します。

本案はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は同意することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第43号 久山町農業委員会委員の任命同意について

○議長（阿部文俊君） 日程第3、議案第43号久山町農業委員会委員の任命同意についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第43号久山町農業委員会委員の任命同意についてを採決します。

本案はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は同意することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第44号 久山町農業委員会委員の任命同意について

○議長（阿部文俊君） 日程第4、議案第44号久山町農業委員会委員の任命同意についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第44号久山町農業委員会委員の任命同意についてを採決します。

本案はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は同意することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第45号 久山町農業委員会委員の任命同意について

○議長（阿部文俊君） 日程第5、議案第45号久山町農業委員会委員の任命同意についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第45号久山町農業委員会委員の任命同意についてを採決します。

本案はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は同意することに決定しました。

私語をやめてください。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第46号 久山町農業委員会委員の任命同意について

○議長（阿部文俊君） 日程第6、議案第46号久山町農業委員会委員の任命同意についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第46号久山町農業委員会委員の任命同意についてを採決します。

本案はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は同意することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第47号 久山町農業委員会委員の任命同意について

○議長（阿部文俊君） 日程第7、議案第47号久山町農業委員会委員の任命同意についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第47号久山町農業委員会委員の任命同意についてを採決します。

本案はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は同意することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第48号 久山町農業委員会委員の任命同意について

○議長（阿部文俊君） 日程第8、議案第48号久山町農業委員会委員の任命同意についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第48号久山町農業委員会委員の任命同意についてを採決します。

本案はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は同意することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第49号 久山町農業委員会委員の任命同意について

○議長（阿部文俊君） 日程第9、議案第49号久山町農業委員会委員の任命同意についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第49号久山町農業委員会委員の任命同意についてを採決します。

本案はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は同意することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第50号 久山町農業委員会委員の任命同意について

○議長（阿部文俊君） 日程第10、議案第50号久山町農業委員会委員の任命同意についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第50号久山町農業委員会委員の任命同意についてを採決します。

本案はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は同意することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第51号 久山町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第11、議案第51号久山町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第51号久山町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第52号 久山町税条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第12、議案第52号久山町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。



質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第52号久山町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第53号 久山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第13、議案第53号久山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第53号久山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第54号 抵当権抹消登記手続請求訴訟の提起について

○議長（阿部文俊君） 日程第14、議案第54号抵当権抹消登記手続請求訴訟の提起についてを

議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

有田議員。

- 3番（有田行彦君） 私は不動産業に関わっておりますので、非常にこれについては興味がありますので、ちょっとお尋ね申し上げます。

町は抵当権設定のある土地を買うということが不思議で私にとってはあります。また、よく所有権の移転登記ができたなと思います。民間の土地売買では、抵当権、賃借権、占有権などの権利は抹消して移転登記を行う。これが民間の土地売買の契約書、この中にもきちっとうたっておりますが、ていうのは後でもめることのないようにということもあります。この案件は抵当権の抹消手続きだけではなく、法定相続人34名の抵当権放棄の印鑑がいるのではないかと考えます。また、相当の費用がかかると考えます。抹消登記の手続きだけで済むのか。抵当権の保証費とか発生しないか。裁判費用もかかりますが、その点、町長の考えをお聞きしたいと思います。

- 議長（阿部文俊君） 町長。

- 町長（久芳菊司君） 今回、抵当権抹消登記手続きの関係をお願いしてますのは、町内における久原幼稚園跡地と区画整理区域内にある土地について、抵当権が入ってる部分がありますのでですね、事業を推進していく上にあらかじめこの抵当権の抹消をしておかないと、後の土地管理が、あるいは、事業ができませんので、事前にこの手続きを行うものがあります。

- 議長（阿部文俊君） 有田議員。

- 3番（有田行彦君） 私はそういう事業については理解はできますけどね。今、この土地は町名義でしょ。町の名義になってると思います。それでですね、町は第三者の人から買ったんだろうと思いますね。第三者の個人の方から買ってあると思うんです。その個人の方の土地に抵当権が設定されたと思うんですね。抵当権設定するときは、お金のかわりに抵当権を設定します。もし払うことができなかつたらこの土地は、その代わりとしていただきますよという意味じゃなかろうかと思います。そういう土地をよく町は買われたなあと気がするんですね。というのは、移転登記とともに何が発生するかというと、その抵当権に対する保証を言うてこられるとですね、これに答えられないかん。現実的にこれから町がいろいろ事業をしようとするれば、抵当権の抹消。私がよく耳にするのは、相続権の抹消のための印鑑を押してくださいと言われるのはよく聞くんですが。抵当権の抹消というのは初めて聞くもんですからね、さらにちょっとお尋ねしたかったところはそうなんで

す。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 抵当権ですね、内容についてちょっと財政課長から先に説明をさせたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 財政課長。

○財政課長（久芳浩二君） ご説明します。

本案件につきましては、有田議員おっしゃるとおり、抵当権の抹消登記で抵当権がついている物件についての抹消登記の訴訟の提起についてでございます。この土地につきましては、7筆ございまして、昭和47年から平成2年にかけて町が購入しました土地に抵当権がついていたものでございます。本来であれば、購入当時に抵当権を抹消すべきところ、その事務がなされておらず、抵当権がついたまま購入しているような状況でございます。今回、町が取得した時点でもう既に、時効が成立しておりまして、特にもめる案件ではなかったのですけれども、その抵当権の抹消手続きを当時行ってなかったということで、今回行うこととしております。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 恐らく、ロケ坪ですかね。これ久原幼稚園跡地の問題だろうとは思いますが、これをまた町が売ることになれば、ここんどこきれいな土地にしとかんと。町のように、心広い人ばかりじゃない。やはりこれは何ですかっていうのがだいたい通常なんですね。そして、何が発生するかというと、こういうふうな後々の問題の経費等が発生する。下手しよったけん言うたら抵当権設定してる人がね、なら町が代わりに払ろうてくれになる。これ34名の相続人がこれからなんて言われるかわかりませんが、恐らく判を押さっしやれんやったから裁判になるんだろうと思いますけどですね。一つそういうこともありますんで、他にこの7つ以外にありやせんかなという心配もあります。ぜひそういう点は整理するべきだと思います。

以上、終わります。

○議長（阿部文俊君） ほかにありませんか。

本田議員。

○6番（本田 光君） これは、単なる単純なミスっていうことですかね。それとも、わかってって抹消登記しなかったということなんですか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 非常にですね、昭和時代の設定になってますので、公共事業を進める

上で、恐らく抵当権というのはきちっと確認したと思いますけれども、抵当権の設定の金額というのも、ものすごく以前のものですからですね。お金がどうこう発生するというよりも、相続権者がもう年数がたってるために、かなりの、相当数の方が相続権者でおられますので、それを全部おっていくのには、相当の時間量、それから、もし同意されなければどうしても裁判でやるしかないというようなことがあって、恐らくその頃の経緯はわかりませんが、そのままにして事業用地として差し支えはないからですね、登記をされたんではないかなと思っております。道とかなんとかじゃなくて、当然土地の売買するときはですね、必ず土地の謄本のそういう<sup>かし</sup>瑕疵担保がないかというのは、確認して通常行いますので、そういう事務上のデメリットをそのときは省略したのかなという、そういう考えでおります。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） 先ほど来の議員からも質問がありましたように、34名の地権者が、そういう人たちが後になって、異議申し立てするようなことはないというふうに断言できますか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） もう年数がかなりたってるということからですね、先ほど言いましたように、法律上は必ずその同意を得ないと登記の抵当権の抹消はできないんですけども、それよりも、こういう手法の手続きを取ることによって権利を抹消できるという形になりますので、これはもう、裁判の判決が下りれば、相続権者の異議申し立てはできないようになっております。

○議長（阿部文俊君） いいんですか。ちょっと何かはっきり言ってください。

（6番本田 光君「もういいです」と呼ぶ）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） ないようでございますので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第54号抵当権抹消登記手続請求訴訟の提起についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第55号 久山中学校特別教室棟改修工事請負契約について

○議長（阿部文俊君） 日程第15、議案第55号久山中学校特別教室等改修工事請負契約についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第55号久山中学校特別教室等改修工事請負契約についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（阿部文俊君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第56号 久山町総合運動公園スポーツゾーン整備第7期工事請負契約について

○議長（阿部文俊君） 日程第16、議案第56号久山町総合運動公園スポーツゾーン整備第7期工事請負契約についてを議題とします。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第56号久山町総合運動公園スポーツゾーン整備第7期工事請負契約についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（阿部文俊君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第57号 草場地区再開発第3期造成工事（1工区）請負契約について

○議長（阿部文俊君） 日程第17、議案第57号草場地区再開発第3期造成工事（1工区）請負契約についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第57号草場地区再開発第3期造成工事（1工区）請負契約についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（阿部文俊君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第58号 草場地区再開発第3期造成工事（2工区）請負契約について

○議長（阿部文俊君） 日程第18、議案第58号草場地区再開発第3期造成工事（2工区）請負契約についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第58号草場地区再開発第3期造成工事（2工区）請負契約についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（阿部文俊君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議案第59号 町道路線廃止について

○議長（阿部文俊君） 日程第19、議案第59号町道路線廃止についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第59号町道路線廃止についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議案第60号 町道路線変更について

○議長（阿部文俊君） 日程第20、議案第60号町道路線変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第60号町道路線変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 議案第61号 令和2年度久山町一般会計補正予算（第2号）

○議長（阿部文俊君） 日程第21、議案第61号令和2年度久山町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

有田議員。

○3番（有田行彦君） ちょっとマスクを外させていただきます。

私はページ14ページ、1款総務管理費、1項総務管理費、2款総務費の財政調整基金。この財政調整基金については、財政状況厳しき時であります。今回、地域福祉基金があったから財政調整基金に組み替えができたということだろうと思います。そこで、直接のあれじゃないかもわかりませんが、これからもこの地域福祉基金は何らかの形で頭出しで残しとく必要があるのではないかと思います。これが全部使ってしまうとですね、後から、何かをしようといった場合に、今回のように、利用できないということになりますので、今後町政を後継していかれる方におかれましてもですね、やはりそういうものは残しとっていただきたいという希望が強いんじゃないかなと思いますが、どうでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 地域福祉基金はいわゆる特定目的基金という形で設置しておりましたが、今回このような緊急な新型コロナウイルス関係で、全体的な町の事業予算を遂行するために、今回はちょっと福祉基金のほうの財源をですね、取り崩させていただいて、財調の方をしっかりとっておこうという形で、今回お願いしております。福祉基金についてはまだ廃止をしたわけではございませんので、基金としてはまだ残る形になりますので、今回の新型コロナウイルス関係あたりが落ちついたときに、新たに積み立てとかですね、特定目的基金として今後も積み立てをしていく方がいいという状態になれば、このまま基金としては置いておいて、有田議員がおっしゃったように、特定目的基金として積み立てることは可能だと思います。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 世の中、いつまでもあると思うな親と金というようなことを聞きます。できるだけ貯金の使われるような貯金をですね、残しておくというのは必要だろうと思います。今回、財政調整基金が非常に活躍することになるということは、これはそれだけ使われるということでもありまじょうが、できたらですね、予備費をですね、予備費をちょっと増やして、柔軟な対応ができるようにしたらどうだろうかと思うわけですが、そ

の点どうでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） もうご承知だと思いますけれども、予備費と財政調整基金、いわゆる基金とはですねちょっとあの、どちらも予算を補うものっていう考えになりますけれども、予備費は既に予算化された予算の経費でありまして、その年度の予算の中で、不測の、予定しなかった予算が出た場合、追加のですね、経費の負担が出た場合、あるいは予定した事業費が当初予定していた事業費よりも超過せざるを得ない、そういうときの対応をするために、あらかじめ、用途を限定しないで準備しておくのが、予備費でございます。ですから一般会計でいえば、第1款の議会費から第13款の諸支出金までがそれぞれの款ごとの事業予算をずっと款ごとに事業計画予算を組んでいきますけれども、その中の事業遂行に当たって、先ほど言いました、当初予定してなかったような出来事によって予算が不足したり、あるいは事業の展開によって、例えば、工事費なんかですね、よくあるのは大雨などで工事途中の構造物が壊れたために、もう一度そこをしなくちゃならない。そういうための準備金が、予算として残すのが予備費でございますので、何もない新しい事業に対してこの予備費を使うのは適切じゃないと思います。だから、今回のような、コロナウイルス感染症の関係については、全く当初予算で予定してない事業と関わりない別の経済的な問題で給付金を作ったり、あるいはプレミアムとかそういうものをしていくというのは、一方のいわゆる財政調整基金というのは、予算じゃなくてあくまでも、財源^{ほてん}補填、その年の予算の財源^{ほてん}補填だけでなく、年度間の事業予算の財源として確保しておくためのものですから、今回の場合はそういう財源確保として置いとくほうが適切じゃないかなと私は思っております。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 私が言いたかったのは今町長がおっしゃったとおり、予定してなかったことが起きた。今回みたいに起きた。そのときに、柔軟な体制で予備費を組んでおけばですね、使える勝手ができやすいつちやないかと。恐らく予備費を増額しようとするれば、財政調整基金を崩さないかんだろうとは思いますがけれどもですね。そういう意味での今町長言われたとおり、予定しなかったことが今起きてると。そしたら、予備費があればですね、十分に柔軟な対応で使われるという意味でございます。そこで、ひとつ今後のあれとして検討していただきたい。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今申しましたようにですね、予備費というのは既に、その年度に事業予算組んでたものが不足したのに対して、補うための準備金として予備費っていうのを確

保するわけですから、全く違うものの事業が入ってきたときに、予備費でそれをやってしまうというのは、これはやっぱり、少し予備費の目的から外れてると思います。やっぱり、そういう新たな事業予算ができた場合は、きちっと予算として、議会に諮る必要があるんじゃないかと。まあ我々やる方側としては、予備費で使っていいならですね、ものすごくやりやすいと思うんですけども。今回の場合は、コロナの関係で、新しい、新たな事業を組んで議会に予算計上しなくちゃなりませんので、そうすると予備費でそれをその議会に諮らずにやることはやっぱり好まないと思いますので。あくまでも予備費というのは、そんな大きな金を使うもんじゃなくて、既に組んでた予算が足りなくなったときに、^{ほてん}補填するのが、大体予備費の目的だと思いますので、そこを考えるとやっぱり財政調整基金、こちらも予備費と同じように、使うのに自由度が高い基金。こちらは財源、こちらは予算とのちょっと違いがありますけどですね。今回の場合はちょっとやっぱり財源として、予備費を大体毎年2,000万円から3,000万円ぐらいしてますけど、これを1億とかするのはやっぱり予備費の目的からちょっと外れるんじゃないかなという気がしますので、ご理解していただきたいと思います。

○議長（阿部文俊君） ほかにありませんか。

本田議員。

○6番（本田 光君） これは10ページの中に、地域福祉基金繰入金と。今、令和2年度で残金が517万円ですかね。新しい町政が10月以降スタートしても、今の現在、町長、これは水増し積み立てをされるつもりなのか、それとももうこの残金を残したままで終わりののか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） ちょっと、理解ができなかったんで、もう一度すみませんお願いします。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） 現在、地域福祉基金そのものの残金が517万円あるというふうに聞いております。そうした関係をまた、積み立てをされていくのか、それともこれで終わりののかということを探ねたんですが。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 補正前の額の517万ちゅうのはもう既に、令和2年度の当初予算に充てた金額ですよ。それで今回、9,514万8,000円ということで、1億31万8,000円全てを取り崩すという形になったということですので、これが可決しますと、福祉基金のほうは残高がゼロという形になります。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） 福祉基金っていうかですね、そういうのは、十分こう、必要性があるというふうに僕は思います。それで、ぜひこうした予算の積み立て関係を含めて、対処すべきじゃなかろうかというふうにと思いますが、町長の考えを聞かせください。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 地域福祉基金ですから、議員がおっしゃるように、特定目的として、そういう基金を持つておくことは大事だろうと思います。ただやっぱり、財源がきちっと、これに積み立てていくということが目的で、ある年はなくとかやなくてですね。だから、それにしても、具体的にどういうものに特定した基金としておくかということをもう少し検討すべきだろうと思います。これは福祉基金を設立してから、1回も手をつけてないんですね。その間は全て一般財源、財政調整基金あたりとか一般財源を使って、福祉政策をずっと本町行ってきてますので、もし今回また新たな基金積み立てを始めていくとするならば、同じ福祉事業の中でも、こういうことに対して充てるんだということをきちっとやっぱり検討しておく必要があるかなと思っております。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） 久山町のこれは別な骨格団体ですが、社会福祉協議会、これはこれで、そこでの機能を果たすと。町は町でこうした福祉基金の積み立てあたりは、項目を設けてですね、やっぱり計画性を出していく必要があるんじゃないかというふうには思います。これを今まで使わなかったから、ゼロに持ってってしまうっていうのはですね。あとがやっぱり心配になってくるわけですね。ですからやはりいついかなる場合でも、対処できるような方策を講じておくというのが必要じゃなかろうかと思います。

町長の答弁を望みます。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 使わなかったっていいですかですね、本来はあの基金目的の中に、今回取り崩ししたのも基金目的の中に合った事業があったわけですけども、基金は使わずに、一般財源を使ったということでございますので、どっちを使ってもいいような状態の基金であったような気がしますのでですね。やっぱり特定目的で基金を積み立てるならば、福祉というのはかなり幅が広い、範囲が広い事業予算になりますので、やっぱりしっかりいざという時のために使う基金であれば、特定目的とするならば、もう少しその目的をですね、明確にしとったほうが特定目的基金として必要じゃないかなと思ってます。これがもう基金として必要じゃないということは、私も考えてませんので。そういうのを今度積み立てるときにはしっかり、考えておく必要があるかなと思っております。

○議長（阿部文俊君） もう3回終わりました。

（6番本田 光君「はい」と呼ぶ）

3回終わりました。

（6番本田 光君「えっ」と呼ぶ）

3回終わりました。

（6番本田 光君「簡単に終わりますので」と呼ぶ）

もう3回終わりましたので。

（6番本田 光君「えっ」と呼ぶ）

3回目終わりましたので。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） ないようでございますので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第61号令和2年度久山町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（阿部文俊君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 議員派遣の件

○議長（阿部文俊君） 日程第22、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思いま  
す。

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配りましたとおり派遣することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第23 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（阿部文俊君） 日程第23、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務文教常任委員長から所管事務のうち、久山町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配りました所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 異議なしと認めます。従って、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（阿部文俊君） 日程第24、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から久山町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配りました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項および議長の諮問に関する事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 異議なしと認めます。従って、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもちまして、令和2年第3回久山町議会6月定例会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前10時15分